

令和4年度 第1回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和4年6月22日（水） 午後1時30分から3時まで	
場所	へきしんギャラクシープラザ 1階展示室	
出席者	委員	神谷明文委員長、鶴田稔委員、飯島徳哲委員、山本健一委員、石黒真理委員、志水みゆき委員、中根恵美子委員、石川誠委員、小原治雄委員、三輪秀昭委員、都築文明委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、藤田千恵子委員、大南友幸 西三河南部西圏域地域アドバイザー
	事務局	ふれあいサービスセンター（所長、担当）
	庶務	福祉部長、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐兼障害福祉係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	同席者	共生のまち部会（牧原副会長、太田副会長）
	欠席者	岡本雅彦副委員長、長谷川朱美委員
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長あいさつ 2 副委員長の指名 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安城市自立支援協議会について (2) 第5次安城市障害者計画における進捗状況について (3) 第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画における進捗状況について (4) 令和3年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について (5) 地域生活支援拠点における活動報告について (6) 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて (7) 障害者虐待通報の対応について 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安城市障害福祉計画策定委員会について (2) 令和4年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて 	

(典 礼)

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。安城市障害福祉課長の松村でございます。今回、手違いで会場が変更になりましたこと、資料の発送が遅れたことにより届かなかったことをお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

本日の資料の確認ですが、令和4年度第1回自立支援協議会次第と委員名簿はお手元にごございますでしょうか。

次に、本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日、市公式ウ

ウェブサイトにて公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。
また、地球温暖化対策及び節電の必要性をふまえ、職員については軽装にて出席させていただきますので、あわせてご理解くださいますようお願いいたします。

なお、本日、安城市医師会会長の岡本雅彦様、社会福祉法人聖清会主任の長谷川朱美様から欠席の連絡をいただいております。また、本日は西三河南部西圏域地域アドバイザーの大南友幸様と共生のまち部会副会長の牧原信介様、太田崇様にご同席いただいておりますので、ご報告します。

開会に先立ちまして、5人の委員が交代をしておりますので、お手元の名簿順にご紹介いたします。まず、安城市町内会長連絡協議会副会長の鶴田稔様、安城市医師会会長の岡本雅彦様、安城市小中学校長会特別支援教育推進協議会会長の山本健一様、愛知県立安城特別支援学校教頭の石黒真理様、刈谷公共職業安定所就職促進指導官の志水みゆき様、以上5名の皆様が新任の委員であります。よろしくお願いたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回安城市自立支援協議会を始めます。

まず始めに、神谷委員長からご挨拶をお願いします。

1 委員長あいさつ

[神谷委員長]

委員長の神谷でございます。障害者のために行政が適正におこなわれているか、計画が順調に進んでいるか等、各関係者から活発なご意見をよろしくお願いたします

さて、本日も手話通訳の方に同席をいただいておりますが、先日のとうじしゃグループにおいて、議論が白熱してきて発言の間に割り込んでの発言がありますと、聴覚障害の方が手話通訳を見ても誰の発言であるか分からなくなるというお話があったと聞いております。活発な議論は歓迎しますが、発言に際しましては、挙手をしてお名前を名乗っていただき、できるだけゆっくり丁寧に発言くださいますようお願い申し上げます。

本年度は、昨年度からスタートしました「第5次安城市障害者計画」、「第6期安城市福祉計画」及び「第2期安城市障害児福祉計画」の2年目であります。本日は令和3年度の進捗状況の報告があります。他にも、共生のまち部会及び各グループの活動報告、障害者差別解消法に係る取り組みについての報告等があります。委員各位のそれぞれのお立場からの活発なご意見をお願いして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

2 副委員長の指名

(典礼)

続きまして、石原副委員長が解職となりましたので、副委員長が欠員となっております。そのため、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第2項の規定により、神谷委員長から副委員長の氏名をお願いいたします。

(神谷委員長)

副委員長として、本日は欠席ですが安城市医師会会長の岡本雅彦委員を指名いたします。

(典礼)

委員長の氏名により、安城市医師会会長の岡本雅彦委員が副委員長に就任されました。なお、お手数ですが、委員名簿の岡本雅彦委員の役職欄に副委員長とご記入をいただきますようお願いいたします。

それでは、議題に入ります。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長にお願いします。

3 議題

(1) 安城市自立支援協議会について

(神谷委員長)

それでは、議題「安城市自立支援協議会について」説明をお願いします。

(障害給付係杉浦)

議題(1)安城市自立支援協議会について、説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

安城市自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に基づき、地域における障害者等への支援の体制の整備及び障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置しています。

安城市自立支援協議会設置要綱において、委員は福祉、医療、雇用、教育等の関係者及び障害者を代表する者から選任することとなっており、安城市の障害者の自立支援に関係する多種多様な方々に参加していただいております。

では、お配りしている資料の1ページをご覧ください。資料の右上に資料1と表示してあるページです。

安城市自立支援協議会が一番上にありますが、その下に作業部会として「共生のまち部会」があります。

共生のまち部会から派生して、障害児に対する支援について検討する「こどもグループ」などのサービスごとの担当者会、「とうじしゃグループ」、「そうだんグループ」や「き

かく・けんしゅうグループ」といった共生のまち部会の各グループを統括する部会、障害福祉計画の中で協議の場を設置することが義務付けられている「精神障害者にも適応した包括支援システム」を検討するこころグループ、「地域生活支援拠点等」を検討するきよてんグループや「医療的ケア児・者」、の支援について検討する医療的ケア児者事業所会議などがあります。

2ページ目は、各グループの年間スケジュールです。原則として、事前に安城市障害福祉課障害給付係または各グループリーダー等に連絡があれば傍聴等が可能です。

表の上部に各グループのリーダー、サブリーダーを掲載しております。これらのグループリーダー、サブリーダーが共生のまち部会の委員となって、毎月共生のまち部会で安城市の障害福祉についての課題の検討や様々な取組みを行っております。なお、本日は共生のまち部会副会長の牧原氏及び太田氏にお越しいただき、議題（4）で令和3年度の共生のまち部会の取組みについて報告していただきます。

以上で、議題（1）の説明を終了します。

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明についてご意見などありましたらご発言願います。無いようですので、次の議題に移ります。

(2) 第5次安城市障害者計画における進捗状況について

(障害福祉課大屋課長補佐)

それでは 議題（2）「第5次安城市障害者計画における進捗状況について」ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず初めに、お手元のカラー印刷のリーフレット「安城市障害者福祉計画（概要版）」をご覧ください。

この計画は、安城市の障害者施策を推進するために策定されております計画になります。リーフレット1ページの真ん中をご覧くださいと思いますが、この計画は令和3年度から令和8年度までの6か年の計画でございます。

この計画の進捗状況につきましては、こちらの自立支援協議会で毎年ご報告させていただくこととなっております。

こちらの4ページを見ていただきますと「分野別施策の展開」として、1の生活環境から次のページの7啓発・広報までの7つの分野と、その分野の中で取り組む21の主な施策が記載してあります。こちらの展開が、3ページの資料2「令和3年度分 第5次安城市障害者計画 進捗結果」の一覧と同一になっております。

実際の個々の施策は、資料の4ページから18ページにわたり記載をさせていただきますが、個々の主な政策ごとに、年度目標を達成できたかどうかをまとめたものが3ページの表になります。これは、市役所の各担当部署が達成程度を「○・×・△」等で評価をつけたものです。

こちらの施策数は、障害福祉計画・障害児福祉計画と重複するものを除いて全部で78ございます。達成として「○」になったものは70施策で、割合は89.7%となり、概ね順調に取り組みが進んでおります。残りの「△」や「×」、「—（ハイフン表記）」となっているところについては、今回、令和3年度が計画期間の初年度ということで、取り組みとしては実行していてもまだ完了していないものや、新型コロナウイルスの影響により事業を行えなかったものとなります。

先ほどご紹介しました分野別施策の中で主だったものをご紹介させていただきます。最初に、達成の「○」の取り組みをご説明させていただきます。

お手元の資料の12ページの施策No. 47 成年後見制度等の周知・啓発 をご覧ください。成年後見制度の充実を図るためにその旗振り役となる中核機関の設置に向けて、社会福祉協議会さんと協議を重ねてきました。その結果、この令和4年4月1日から市からの委託として「安城市後見支援センター」を運営していただいております。今後は、より中核機関として関係者とのネットワークの構築や相談体制の充実を図ってまいります。

次に着手はしましたが、予定どおりの完了を迎えられなかったものなどは「△」としております。こちらのご紹介といたしまして、17ページの施策No. 82 合理的配慮の提供と周知・啓発 をご覧ください。

「合理的配慮について啓発動画を作成し、周知・啓発を行っていこう」という取り組みです。当初、令和3年度と令和4年度2か年で啓発動画を作成する予定でしたが、市長からせつかく動画を作るのならばプロにいいものを作ってもらうようにと指示がありましたので、予定を変更し、令和4年度にプロポーザル方式で動画制作業者を募集することといたしました。詳細については後ほど「議題6 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組み」の際に詳しくご説明させていただきます。

最後に、18ページの施策No. 84 市内障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援 をご覧ください。

こちらは「市内の事業者がイベントや行事を行う際は支援をし、障害に関する理解促進に努める」という項目ですが、新型コロナウイルスの影響により昨年度はイベント、行事がありませんでしたので、こちらは「実施できず」として障害福祉課の成果としては「×」としています。

同様にイベントや講習会の実施等を目標としていたものは、昨年度の状況を鑑み急遽中止となってしまったものが、いくつかありましたので、実施ができなかったものは「×」としています。

令和3年度の進捗報告は以上となります。自立支援協議会の皆さまにおかれましては、引き続き計画の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

(神谷委員長)

ありがとうございました。私が在籍しております社会福祉協議会で言うと、45番の「意思疎通支援の充実」のところの×が残念な所です。また、成年後見制度については、安城市の社協は充実しているが、これから団塊の世代が高齢化で後見人の需要が増えていった時に、市民の方のお手伝いを願う方向に行かざるを得ないと思っています。

(小川委員)

評価についてですが、考えた施策をやったかやってないか、何かもう一文欲しいです。評価の書き方の検討をお願いしたいです。

(障害福祉課大屋課長補佐)

貴重なご意見ありがとうございます。次回、全体に対するコメントを足す事を考えたいと思います。

(神谷委員長)

では、次の議題に移ります。

(3) 第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画における進捗状況について

(障害給付係杉浦)

議題(3)第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画について、説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

はじめに、障害福祉計画と障害児福祉計画について簡単に説明をさせていただきます。障害福祉計画は障害者総合支援法第88条第1項、障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項で3年ごとに定めることとなっている計画です。基になる法律は異なりますが、2つの計画を一体的に定めることもできるため、安城市では一体的に作成をしておりますので、この後は「障害福祉計画」と呼ばさせていただきます。

障害福祉計画は、厚生労働省の出す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画となっております。

大きく分けて2種類あり、1つは令和5年度の成果目標を定めること、もう一つは令和3年度から令和5年度までの利用の見込みとその確保策を計画することです。

項目がたくさんあるため、本日はその進捗状況のうち特徴的な内容のみ説明させていただきます。

今回の障害福祉計画の中心となるのは、「親亡き後」を見据えた支援、地域移行、相談支援就労移行。です。

成果目標においては、入所施設からの地域生活移行者数、各種障害施設からの一般就労への移行人数、その他施設等の整備がありますが、安城市では施設等の整備はすでに国の求める以上の整備は進んでいます。地域移行、就労移行については達成できていない項目があります。

19ページ目をご覧ください。資料3と右上に書いてあるページです。

施設入所者については令和元年度85人で基本指針に基づく成果目標は令和5年度までに入所者数を2人以上減らすとともに、6人以上を地域生活へ移行させるということが成果目標になっています。

分かりづらい話となりますが、令和3年度末の段階で入所者数は4人減って81人となりましたので、入所者数の減少についてはすでに目標を達成できていますが、減った理由はそのほとんどが本人の死亡によるものです。地域生活への移行は施設から安城市内のシェアハウスに移られた方1名のみとなっており6人以上を地域生活へ移行させるという目標については達成できていない状態となっております。

安城市では、もともと在宅やグループホームでの生活が困難な方が入所施設を利用しているため、今後も入所施設からの地域生活移行者数の目標の達成は困難だと思われませんが、日中サービス型グループホームなどの新たなサービスが増えておりますので、目標に向けて地域移行を推進していきます。

成果目標のうち、いわゆる令和5年度までに設置するようにする成果目標については、安城市では令和3年度時点ですでに達成しております。医療的ケア児等コーディネーターについては、目標は達成済みですが需要があり今後も増員を目指しています。

次に、20ページ以降をご覧ください。ここからは、障害福祉計画における見込みと実績となっております。

見込みの算出方法については、厚生労働省の通知に基づき算出しており、新型コロナウイルス感染症に関する影響は想定せず、平成28年度から令和元年度までの実績を基に算出しています。

特徴としましては、行動援護、同行援護、移動支援といった障害のある方とヘルパーと一緒に移動するときのサービスが見込みと実績とが大きくずれています。新型コロナウイルス感染症の影響によるもので、見込みとは、ずれていますが、令和2年度の実績よりは利用が増えており、今年度もさらに増加傾向となっております。ただし、今後も各年度の見込みに達するほどの利用量の増加は見込んでおりません。

次の特徴としてですが、21ページをご覧ください。

就労継続支援、就労移行支援等のいわゆる就労系のサービスですが、大幅に見込みを超えています。就労定着支援については見込みを下回っていますが、就労定着支援は就

労移行支援等によって一般就労した人が就職後半年後から利用するサービスとなっておりますので、令和3年度中に就労移行支援を利用する人数の増加がありましたので、令和4年度以降就労定着の増加を見込んでおります。実際に、令和3年度も月平均で25人となっておりますが、令和4年3月は30人の利用があります。

同じく21ページに地域生活支援の記載があります。成果目標においては、入所施設からの地域生活の移行でしたが、地域移行支援については、主に精神科病院からの地域生活への移行を行っております。月平均利用者が3人となっておりますが、24ページを参考に見ていただければと思いますが、実利用者は精神障害のある方だけで7人います。病院から退院すると利用ができないサービスなので、利用してから早期に退院すると実利用者数のわりに月平均利用者数が少なくなってしまうためです。見込み月平均利用者数には達していませんが、地域移行支援自体が非常にうまく行っている状態であるということです。

(神谷委員長)

ありがとうございました。私からの質問ですが、地域移行支援は具体的にはどのような所へ移られたのですか。

(障害給付係杉浦主査)

医療機関からグループホームに移られています。

(神谷委員長)

ありがとうございます。他にご意見がないようですので、次の議題に移ります。

(4) 令和3年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について
[共生のまち部会太田副会長が資料に基づき説明]

(共生のまち部会太田副会長)

追加で医療的ケア児・者の会議について報告になりますが、市内の実員数調査をし、対応について検討しました。また、防災関係で災害時におけるアンケートを実施しました。これをもとに災害時の個別の支援計画をしていきたいと思っております。

医療的ケア児の成長に応じて必要なロードマップの作成を進めています。

(神谷委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見などありましたらご発言願います。

(藪内委員)

はたらくグループの議題3の障害者雇用に関して、どのくらいの企業が集まっているのですか？

(共生のまち部会太田副会長)

正確に把握しておりません。

(藪内委員)

どのような取り組みをされているのですか。

(共生のまち部会太田副会長)

障害者を雇用してしる企業の方から障害のある方に対してどのような必要な配慮をしながらおこなっているか等を話してもらいました。

(藪内委員)

合理的配慮を各企業さんに話していただきたいです。

保護者向け支援の資料は見られるのですか。

(共生のまち部会太田副会長)

できてはいますが、近々お披露目の予定をしております。

(神谷委員長)

他にご意見が無いようですので、次の議題に移ります。

(5) 地域生活支援拠点における活動報告について

(障害給付係杉浦)

議題(5) 地域生活支援拠点等における活動報告について、説明させていただきます。

まず、地域生活支援拠点等とは何かですが、障害の重度化や、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制のことで。地域生活支援拠点等に求められる主な機能は、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

安城市では1つの事業所、法人が行うのではなく、複数の事業所が協力して取り組む

面的整備という形式で拠点等を設置しています。

1つ目の柱は、相談機能です。拠点としての相談の役割分担として、夜間休日は社会福祉法人ぶなの木福祉会、平日は社会福祉法人社会福祉協議会が対応しています。

2つ目の柱は、緊急時の受け入れを行う短期入所施設です。介護者の急病や障害者本人が不穏になった等の緊急時に受け入れていただく施設ですが、令和3年度安城町天草に「綴」という短期入所が開設されましたので、受入れ可能施設は4か所から5か所に増加しています。

3つ目の柱は、体験の機会、場です。

別郷町にある生活介護施設バストマトズの職員寮の1室を、一人暮らしの体験の機会・場として準備しています。広報あんじょうやピッチFMなどで広報していましたが、令和2年度まではなかなか利用がありませんでしたが、地域生活支援拠点等コーディネーターらが様々な場に出向いて宣伝をしたところ、令和3年度は大きく利用日数が増加しました。今年度も問い合わせや申請が多くあります。

借りている部屋が2階で階段でしか入れない場所にあるため、身体障害のある方の利用は今のところありません。今後は身体障害のある方も利用できる部屋を探しております。

4つ目の柱は、専門性です。

安城市基幹相談支援センターでもある安城市社会福祉協議会が市内事業所の従業員の専門性を高めるため毎年研修を行っております。令和3年度は強度行動障害に対応するための専門知識等を高めるため、愛知県医療療育総合センター中央病院児童精神科部の小林氏を講師に迎えて研修を行っております。令和4年度も、「精神障害者に対応した面接技法」についての研修を予定しております。

5つ目の柱は、地域の体制づくりです。

地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害者のニーズとサービス等をコーディネートしています。地域生活支援拠点等コーディネーターは、障害のある方が地域で生活していくためにどうしたらよいかを考えてくれる方で、令和2年度までは社会福祉法人ぶなの木福祉会の2名だけでしたが、令和3年度からは株式会社ティンクの2名も加わって、より地域生活に向けての支援を充実させています。

以上で、議題（5）の説明を終了します。

（神谷委員長）

説明が終わりました。ただ今の説明について何かご意見がありましたらご発言願います。

無いようですので次の議題に移ります。（6）、（7）については合わせて説明をお願いします。

(6) 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて

(障害福祉課大屋課長補佐)

それでは「議題(6) 障害者差別解消法の対応に関する市の取り組み」をご説明させていただきます。

38ページの資料6をご覧ください。

令和3年度、市役所内の各部署に調査をしたところ、年間で3件の苦情・相談がありました。3件ともに令和3年度の上半期のものとなり、事例については昨年度の自立支援協議会でご報告させていただきましたが、内容につきましては資料に記載の事例のとおりです。なお、10月以降の下半期については、苦情・相談はありませんでした。

市への苦情・相談はごく一部と思われます。今後もそのような連絡があった場合は、障害福祉課が積極的に対応し障害のある方が暮らしやすい社会となるように努めてまいります。

続いて『2 障害者差別解消への周知啓発等取組状況』についてでございます。例年どおり・広報への掲載 や・民生委員さんたちの勉強会での周知、・市役所内の広告モニターでの動画放送を継続して取り組んでおります。

また、先ほど計画の進捗状況のご説明の際に若干触れさせていただきましたが、『(4) こころのバリアフリー啓発動画の作成』についてご説明をさせていただきます。39ページの『安城市こころのバリアフリー啓発動画制作業務概要』をご覧ください。

現在、6月1日から応募のあった企画の中で最も適した事業者を選定するプロポーザル方式で動画制作業者を募集しております。企画書の提出締切を7月22日までとしており、その後、8月2日に一次審査として書類審査、8月22日に二次審査としてプレゼンテーション審査を行います。選考委員会には事務局である障害福祉課に加え、自立支援協議会とうじじゃグループから推薦いただきました3名の方にも参加していただき、審査に加わっていただく予定をしております。

こちらのプレゼンテーション審査を終わりますと8/31に結果発表、動画制作業者が決定します。ここから、9月～11月にかけて動画撮影や制作・編集を制作会社が行い、令和5年3月の自立支援協議会の際に完成した動画をご報告する予定でおります。

作成いたしました動画は、YouTubeでの配信を始め、市役所内の広告モニターでの放送など多くの機会に活用してまいります。

最後に、『(5) 図書情報館コラボ展示』ですが、こちらは、今年度新たに取り組むものです。12月の障害者週間に合わせて11月下旬から12月末まで、アンフォーレ本館2階の図書情報館で、障害者差別解消法、点字図書など障害に対する理解を深めることのできる本の企画展示を行う予定です。

多くの来館者の目に触れることができ、本を通じて障害が身近に感じてもらえるような企画展示ができればと思っております。

差別解消法に関する取組みの説明としては以上となります。

(7) 障害者虐待通報の対応について

(障害福祉課大屋課長補佐)

続きまして「議題(7) 障害者虐待通報に対する対応について」をご説明させていただきます。

令和3年度に市へ寄せられた虐待に関する相談・通報は全部で29件ありました。

令和2度が30件でしたので、前年度と同程度の件数となります。

これら相談・通報のありました29件の内訳として、加害者と思われる者の種別が、「(1) 施設従事者」は合計8件、「(2) 家族などの養護者」の場合が21件となっています。

さらにその下に内訳といたしまして、「身体的虐待」「心理的虐待」などの虐待類型別の内訳と、相談・通報・届出者別の内訳を記載しております。

この中で「虐待として認定した事例」は、養護者のケースで9件ありました。

また、虐待と認定はしなかった場合で、「不適切な支援であった」とした事例は施設従事者の事例で2件ありました。

「虐待として認定した事例」の中で、昨年度10月の自立支援協議会でご報告しましたもの以外で申し上げますと、まず資料の次のページに記載があります内容となります。

まず1件目は、本人の生活面について家族間で口論となり、「家族が叩いてしまったことを認めた」といったケースです。口論の発端としては、本人の生活面を家族が心配し、家族が亡き後も自立して生活できるよう「本人の生活態度を正さなければ」との思いがあつて、ご本人に注意していたところ口論になり、「怒りに任せて手を出してしまった」とのことでした。加害者側の家族にどんな理由であっても暴力は虐待であり、許されることではないことを指導し、口論の原因となった本人の生活面でのトラブルやご家族の心配ごとを相談支援専門員や事業所職員と一緒に共有し、ご家族と一緒に本人の支援方法を検討したといった事例です。

そのほか認定した事例では、昨年度の自立支援協議会でご報告しましたような警察へ110番通報があり、警察官の事情聴取により双方が事実を認めたといった事例となります。いずれのケースも警察が介入した時点で、当事者は落ち着いており、緊急性は高くない状況であったと確認し、関係機関と情報共有の上、見守ることとしています。

次に施設従事者による虐待の通報・相談の中で、調査の結果、「不適切な支援であった」とした事例についてご説明させていただきます。

市内の生活介護の事業所において「大声を出している利用者の口を職員がふさいでしまった」と報告あったケースです。口をふさいでしまったのは、ほんの一瞬のことだったとのことですが、それを見た他の職員が注意し、その後、施設内でどのような支援が適切であったか職員間で話し合い、「ご本人が大声を出してしまうような状況・不穏になってしまうような状況にならないような支援ができないか、支援方法を話しあった」とのことでした。また、併せて事業所から保護者にも状況を説明して、謝罪をしたと報告を受けました。

虐待認定までは行いませんでしたが、決して好ましく許されるものではありません。今後、同様のことが起こらないよう事業所に対して文書による指導と改善策の回答を求め、再発防止の徹底を図るよう促しております。

続いて「2 周知啓発などの取組状況」でございますが、差別解消同様、例年どおり広報への掲載、庁舎内の広告モニターで啓発動画の放送、地区民生委員協議会での勉強会の実施などを行っています。

最後に「3 その他の取組」としましては、令和2度からの取り組みとなりますが、虐待防止の対応に活かすため、相談支援事業所や経験の長い事業所の方々と、より効果的な対応策や困難事例の対応方法の検討などを行いました。令和3年度は2回開催しております。今後も引き続き会議を開催し、適切な対応が行えるよう体制整備に努めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

(神谷委員長)

説明が終わりました。障害者差別の典型的なものが障害者虐待になるかと思えます。私から一つ質問ですが、実際虐待者から被虐待者を隔離した例はありましたか。

(障害福祉課大屋課長補佐)

昨年度の例では、すぐに隔離ということはありませんでしたが、長い目で見ると必要になりそうな例はあります。そういった場合は、将来的にはグループホーム利用等へ繋げていけるよう、社会福祉協議会と相談しながら模索していくことになると思います。

(神谷委員長)

ありがとうございました。他にご意見ご質問はありますでしょうか。

(藪内委員)

幼児・子供の虐待についてはどうですか。

(障害福祉課大屋課長補佐)

健常者については、市役所の子育て支援課が児童相談所と連携しながら対応しております。

(神谷委員長)

補足説明しますが、子供の虐待については児童相談所、碧海5市では刈谷の児童相談所になりますが、通報がありましたらまず子供の安全確認に行く事が大事です。認定されたら隔離をするが、その後家族の再構築を図っていくということになります。障害者虐待とは少し違った価値観でやっています。

他にご質問はよろしいでしょうか。議題が終わりましたのでここで、西三河南部西圏地域アドバイザーの大南様にご意見をいただきたいと思います。

(西三河南部西圏地域アドバイザー大南氏)

主に相談支援の充実・向上を図っており、6市の自立支援協議会に参加しています。それぞれ地域の特性があり、安城市とうじしゃグループを始め、それぞれグループの課題をしっかりとらえながら進めていて、今の報告を聞いて大変勉強になっています。他の市町にも良いところを伝えていけたらいいと思っています。

それと、医療的ケア児に関わる業務が多いので、安城市と協力しながら取り組みを進められたらと考えております。

先ほどの地域生活拠点等における活動報告がありましたが、専門性人材の確保・育成が柱の一つです。必要な研修や勉強等を市の枠を超えてできたらと思いますので、ご検討を頂けるとありがたいです。

障害児・者福祉向上が進んでいくよう取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

(神谷委員長)

ありがとうございました。以上をもちましてすべての議題を終了いたします。議事の進行につきまして、ご協力をいただき大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(典礼)

ありがとうございました。その他として、連絡事項が2点ございます。安城市障害福祉課の杉浦からご説明申し上げます。

4 その他

- (1) 安城市障害福祉計画策定委員会について
- (2) 令和4年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて
(障害給付係杉浦)

2点をまとめて説明させていただきます。

本日、議題(3)で第6期安城市障害福祉計画、第2期安城市障害児福祉計画の進捗状況について説明させていただきましたが、こちらは令和5年度までの計画であり、次の第7期安城市障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を令和5年度末までに策定する必要があります。

つきましては、安城市の障害福祉施策についての情報を持つ安城市自立支援協議会委員の皆様には安城市障害福祉計画策定委員会委員に就任をお願いしたいと思います。

早速第1回の会議として、第2回安城市自立支援協議会と同日の令和4年10月27日(木)に開催をさせていただきたいと思います。日程としては午後1時30分から安城市障害福祉計画策定委員会、委員会終了後に休憩をはさみ午後2時40分から安城市自立支援協議会を予定しております。

令和5年度は、安城市障害福祉計画策定委員会を安城市自立支援協議会とは別の日程で開催していきますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

(典礼)

最後に、安城市福祉部長からお礼のあいさつを申し上げます。

(原田福祉部長)

本日は貴重なご意見をありがとうございます。また、急遽会場が変更となったり、マイクの不手際があり申し訳ありませんでした。

安城市は近年、サービスを提供する事業者が増加しており、障害福祉サービスがかなり充実している状況でございます。その中で、新たな課題がでてきておまして、それに対応するために様々な関係の方がご苦労・ご尽力をされていることに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

障害福祉がこれまで以上にうまく展開していけるように、自立支援協議会で有効な協議をしていく必要があると考えております。委員の皆様におかれましては、引き続きそれぞれの立場での専門的なご意見をいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(典礼)

以上で令和4年度第1回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましたありがとうございました。